## 事業継続力強化支援事業の目標

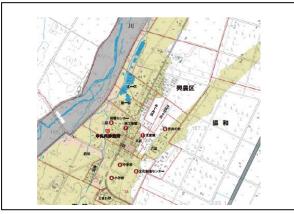
#### 1. 現状

(1) 中札内村における自然災害リスク(中札内村強靭化計画・4-1)

### ①豪雨/暴風雨/竜巻

中札内村には十勝川水系の一級河川である「札内川」が流れており、札内川が氾濫した場合の浸水想定区域には、中札内村防災ハザードマップによると、国道236号線沿線の市街地は、0.5mの浸水深とされております。





道内においては、過去30年の台風接近数は、年平均1.7個(全国平均約3個)と比較的少ないが、これまでも1981年の低気圧前線と台風による大水害をはじめ、前線性降雨や台風による浸水被害等が道内各所で発生しており、また、近年においては、集中豪雨による災

害が頻繁に発生しております。また、1991 年から 2013 年の間に、70 の竜巻、突風によって、死傷者 や住宅損壊などの被害が発生してます。

中札内村においては、2016年の台風10号により、 道路・橋の決壊、浸水等による避難を余儀なくされ た地域、ブロイラー施設に浸水などの被害が生じ、 道路等の復旧に3年弱かかったことから、多くの事 業者の売上の減少が見受けられました。

北海道土砂災害警戒情報システムによると、中 札内村はまだ調査中とのことですが、札内川上流 に危険箇所として掲載されております。

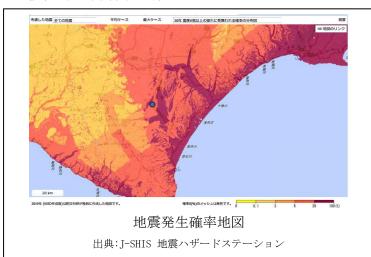


#### ②地震

中札内村におけるに被害を及ぼす地震は、主に、太平洋プレートと陸のプレートの境界で発生する地震、沈み込むプレートの内部で発生する地震、日高山脈南部の地震、陸域の浅い場所で発生する地震が想定されております。

- ○太平洋沖における海溝型地震 (H31 地震調査研究推進本部長期評価)
- ・根室沖における 30 年以内にM7.8~8.5 程度の地震発生確率は、80%程度
- ○内陸型地震(H31 地震調査研究推進本部長期評価)
- ・十勝平野断層帯の発生確率 · · · M8.0 程度、30 年以内に 0.1%~0.2%

- ・光地園断層帯の発生確率 · · · M7.2 程度、30 年以内に 0.1%~0.4%
- ○過去の被害状況
- ・十勝沖地震(2003 年)・・・ M8.0、最大震度 6 弱、最大津波高 2.55m、軽傷者 3 名、家 屋被害(一部損壊)1棟



2018 年の胆東部地震では、全道規模のブラックアウトを経験しました。中札内村でも商品廃棄や物流が途絶えた影響は大きく、多くの事業者で売上が減少し、中札内村においても定期的な地震が発生しており警戒が必要であります。

## ③豪雪/暴風雪

寒冷多雪地域である北海道では、大雪や雪崩、吹雪による交通障害、家屋等の倒壊が頻繁に発生しており、中札内村においては、2017年度の大雪時にビニールハウス、D型ハウス等多くの農業施設が崩壊しました。



断層帯地図・主な被害地震 出典: 地震調査研究推進本部

- (2) 商工業者の現況 (H31.4現在)
- ○商工業者数 171名 (独自データー)
- ○小規模事業者数 168名(独自データー)

業種	商工業者数	小規模事業者数	立地状況
建設業	14	14	市街地に集中している
製 造 業	24	23	村内に分散している
卸 売 業	14	14	村内に分散している
小 売 業	25	23	市街地に集中している
飲食・宿泊業	33	33	村内に分散している
サービス業・他	61	61	村内に分散している
合 計	171	168	

## (3) これまでの取り組み

# ○中札内村の取り組み

項目	年 月	備  考
防災計画の策定	H26. 5	
強靭化計画の策定	H31.3	
防災会議の開催	_	年1回開催予定
防災訓練の実施	R1.10	中札内村総合防災訓練
		年1回実施
防災備品の備蓄	_	備蓄食料品
		アルファ米 1,965 食
		その他食品 359 食
		非常用飲料水 222 リットル
		生活必需品
		毛布 150 枚
		発電機 8台
		医薬品他

# ○中札内村商工会の取り組み

項目	年 月	備考
避難施設の認定	H24. 9	中札内村と「災害時等における施設利用
		の協力に関する協定」締結
		中札内村防災マップ掲載
防災備品の備蓄	H28. 3	生活必需品
		毛布 10 枚
		防災用暖房機器 2台
		災害時、提携事業所より発電機1台
		借用契約
中札内村商工会ホームペー	H29.3	ホームページに村内避難場所を記載し
ジへの掲載		た地図を掲載
損害保険会社との連携	H30∼	火災保険より風災・水災まで対応の総合
		火災共済に順次更新(実績 10 件)
BCP策定研修会への参加	H30. 10	3名参加
(南十勝青年部員研修会)		
防災訓練の実施	R1.10	年1回実施

# 2.課題

- ・中札内村商工会は、中札内村、関係機関等との連携、協力体制を図るための具体的なマニュアル等が整備されていない。
- ・平時、緊急時の対策を推進するノウハウを持った人員が十分にいない。
- ・損害保険、共済に対する助言を行える人員が十分にいない。

# 3.目標

- ・地域内小規模事業者に対し災害リスクを認識させ、事業継続力強化計画策定の必要性を周 知する。
- ・発災時における連絡体制を円滑に行うため、中札内村商工会と中札内村との間における被害情報報告ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を 平時から構築する。

## · 成果目標

業種	商工業者数	小規模事業者数	三目標(事業継続力強化計画)				
未性	(独自データー)	(独自データー)	R2	R3	R4	R5	R6
建設業	14	14	1	0	0	0	0
製 造 業	24	23	0	1	0	1	0
卸売業	14	14	0	0	1	0	0
小 売 業	25	23	0	1	0	1	0
飲食・宿泊業	33	33	1	0	1	1	2
サービス業・他	61	61	1	1	1	0	1
合 計	171	168	3	3	3	3	3

※策定目標については、商工会における人員体制を考慮したうえで、浸水地域の国道23 6号線より西側の札内川沿いの小規模事業者を本計画期間において策定するよう設定した。

#### • 実施目標

項目	目 的	目 標	7.01
事前対策の 必要性を周知	地区内小規模事業者に対し計画策定の重 要性を認識させる	セミナー開催	年1回
計画策定の支援に向けた内部協議	事業継続力強化計画策定希望事業者へ円 滑に支援するため職員間の連携と意思疎 通を図る	職員会議及び 勉強会の開催	年1回
保険・共済普及に 向けた体制づくり	保険・共済に対する助言・加入手続きを 行うための職員の育成と連携を図る	職員会議及び 勉強会の開催	年1回
連携体制の推進	組織内や関係機関との体制構築	連携会議開催	年1回

### 4. その他

- ・経営発達支援計画評価委員会に合わせて事業継続力強化支援計画評価委員会を年1回開催 し、状況や環境の変化による計画の見直しを行う。
- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに北海道経済部中小企業課へ報告する。

### 事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

5. 事業継続力強化支援事業の実施期間(令和2年4月1日~令和7年3月31日)

#### 6. 事業継続力強化支援事業の内容

・中札内村商工会と中札内村の役割分担及び体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

中札内村	中札内村商工会				
防災関連の情報提供	セミナー・個別相談会の開催事業				
事業継続力強化計画策定に係る	継続力強化計画策定支援・				
助言・指導	フォローアップ				
災害リス	クの周知				
関係団体との連携					
防災訓練の実施					
応急対策時の対	策及び復旧支援				

### (1) 事前の対策

- ・事業継続力強化支援計画を商工会と行政が共有することにより、発災時に混乱なく応急 対策等に取り組めるようにする。
- ・日常的に災害の発生に備える意識を高め、自ら防災対策を実施する。

#### ア. 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回経営指導及び窓口相談業務の際、過去における災害記録やハザードマップ等を用い ながら、事業所の現状と災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策の重 要性について説明を行う。
- ・ 商工会が発行する会報やホームページ、各会合等において本計画を公表するほか、「事業 継続力強化計画」の重要性や、策定した際の支援措置などの紹介を行う。
- 事業継続力強化の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーを実施する。

#### イ. 商工会自身の事業継続計画の作成

・ 当商工会は、令和3年4月までに事業継続計画を策定予定

#### ウ. 関係団体等との連携

- ・提携先の損害保険会社に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発 セミナーや保険内容の紹介等を実施する。
- 関係機関への普及啓発ポスターの掲示、セミナー等の共催依頼を行う。

#### エ. フォローアップ

・小規模事業者の事業継続力強化計画等の取組状況の確認 (年1回実施)

7/10/20 7/10/20													
業種		商工業者数 業 種		策定状況				フォローアップ回数					
未	7里	(独自データー)	(独自データー)	R2	R3	R4	R5	R6	R2	R3	R4	R5	R6
建設	: 業	14	14	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0
製造	業	24	23	0	1	0	1	0	0	1	0	1	0
卸売	業	14	14	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0
小 売	業	25	23	0	1	0	1	0	0	1	0	1	0
飲食·福	<b>音泊業</b>	33	33	1	0	1	1	2	1	0	1	1	2
サーヒ゛ス訓	業.他	61	61	1	1	1	0	1	1	1	1	0	1
合	計	171	168	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3

・事業継続力強化支援計画評価委員会において、状況確認や改善点等について年1回協議 し、本計画に記載した事業の実施状況及び評価検証を行う。また、評価結果はHPへ掲 載することで地域の小規模事業者等が常に閲覧可能な状態とする。

### オ. 当該計画に係る訓練の実施

・自然災害(震度6弱の地震)が発生したと仮定し、中札内村地域防災計画を基に連絡ルート等の確認を行う。

実施時期	中札内村総合防災訓練と合わせて年1回実施
訓練内容	発災後の連絡手段等の確認
10月18年17日	発災後の指示命令系統・連絡体制の確認
訓練連携先	中札內村産業課

### カ. 発災時における被害報告基準について

・被害認定基準及び被害額(合計、建物、設備、商品等)の算定方法については、あらかじめ中札内村産業課と協議し、策定する。

#### (2) 発災後の対策

- ・自然災害等による発災時には、自身の安全確保、人命救助を第一とする。そのうえで、 次の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関と連携した行動に繋げる。
- ア. 応急対策の実施可否の確認
  - ・発災後3時間以内に携帯電話等を活用して職員とその家族の安否確認を行う。 連絡方法の優先順位 ①電話 ②メール(ショートメール・E メール等) ③SNS (LINE・メッセンジャー)
  - ・安否確認後、近隣の大まかな被害状況、業務従事の可否について SNS のグループ機能等 を活用し、情報の共有を行う。

#### イ. 応急対策の方針決定

- ・中札内村災害対策本部の方針に従い、中札内村産業課と連携をとり実施に向けた役割分担・スケジュールの作成を行う。また、職員自身の目視で命の危険を感じる自然災害等の状況の場合は出勤せず、まず自身の安全を確保し、安全確保がされた後に出勤する。
- ・配備体制及び被害規模の目安は下記を想定する。

種別	配備の時期	配備要員
出動	・広域にわたる災害の発生が予想される場合、若しくは被害が甚大であると予想される場合 ・村内に震度6弱以上の地震が発生したとき ・予想されない重大な災害が発生したとき ・気象特別警報が発表されたとき	全職員
警戒	・局地的な災害の発生が予想されるとき又は災害が発生したとき ・村内に震度5弱又は5強の地震が発生したとき	事務局長 経営指導員
準備	・気象業務法に基づく気象に関する防災気象情報が発令され、災害の発生が予想されるとき ・村内に震度4の地震が発生したとき	事務局長 経営指導員

・本計画により、中札内村商工会と中札内村は、被害状況等を下記により共有する。

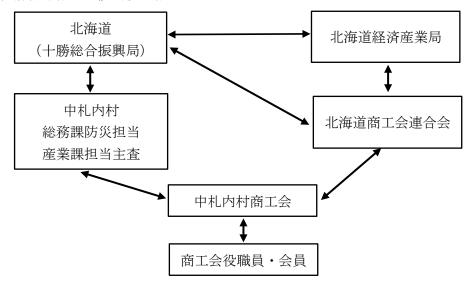
発災後~1週間	1日に2回共有する
1週間~2週間	1日に1回共有する
2週間~4週間	2日に1回共有する
1ヶ月以降	1週間に1回共有する

#### (3) 発災時における指示命令系統・連絡体制

- ・自然災害等発生時に、被害を最小限に防止するため迅速かつ強力な指示命令系統・連絡 体制を構築する。
- ・二次災害発生の恐れのある個所に対して、情報を共有し報告体制を整備することで発生 防止措置に繋げる。
- ・中札内村商工会と中札内村は原則、被害状況確認報告書にて、メールまたはFAX等により情報共有又は報告を行う。
- ・被害額(合計、建物、設備、商品等)の算定については、あらかじめ中札内村と定めた方法により確認する。
- ・中札内村商工会と中札内村が共有した情報について、道の災害情報報告取扱要領に基づ き指定する方法にて、十勝総合振興局及び北海道商工会連合会に報告する。
- •被害状況確認報告書様式

事業所名	住所	業種	被害額	被害状況(建物・機械設備・商品など詳細に記載)
1				
2				
3				

・災害情報等報告取扱要領の報告方法



### (4) 応急対策時の地域内小規模事業者に対する支援

- ・地域内小規模事業者等の被害状況について、あらかじめ中札内村と定めた方法により確認する。
- ・相談窓口の開設について中札内村と相談し、安全性が確認された場所に設置する。
- ・被災事業者を対象にした補助制度等の施策について、地域内小規模事業者等へ周知する。
- ・損害保険、各種給付金や補助制度等の申請手続きの支援を行う。

## (5) 地域内小規模事業者に対する復興支援

- ・中札内村の方針に従って復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を 実施する。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を北海道や北海道商工会連合会に相談する。

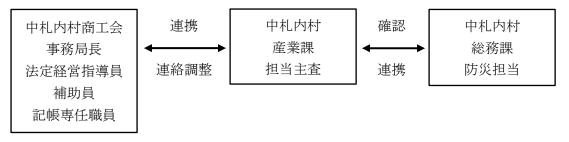
# (6) その他

- ・本計画は、中札内村商工会のHP及び広報誌や各会合等において公表し、支援小規模事業者に対する防災・減災対策についての周知を広く行うこととする。
- ・本計画内容に変更が生じた場合は、速やかに北海道経済部中小企業課へ報告する。

# 事業継続力強化支援事業の実施体制

(2022年4月現在)

1. 実施体制(商工会と関係市町村の共同体制)



- 2. 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制
- (1) 当該経営指導員の氏名、連絡先経営指導員 中村 祐介(連絡先は下記3(1)参照)
- (2) 当該経営指導員による情報の提供及び助言(手段、頻度等) ※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う
  - ・本計画の具体的な取組の企画・立案し、実行する。
  - ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップを1年に1回以上実施する。
- 3. 商工会、関係市町村連絡先
- (1) 商工会

中札内村商工会

〒089-1330 北海道河西郡中札内村大通南2丁目24番地

TEL: 0155-67-2204 FAX: 0155-68-3643

E-mail: nakasatu@rose.ocn.ne.jp

(2) 関係市町村

中札内村役場 産業課産業グループ

〒089-1330 北海道河西郡中札内村大通南2丁目3番地

TEL: 0155-67-2495 FAX: 0155-67-2156

E-mail: s-sangyo@vill.nakasatsunai.hokkaido.jp

- 4. その他
  - ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに北海道経済部中小企業課へ報告する。

(別表3) 事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必	要な資金の額	200	200	200	200	200
	・専門家派遣費	80	80	80	80	80
	・セミナー開催費	100	100	100	100	100
	・パンフレット等作	20	20	20	20	20
	成費他					

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

<b>깨</b> 连刀齿	訓	達力	法
--------------	---	----	---

会費収入、補助金、事業収入等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。